

## 『就学前教育実践の手引き』の改訂について

## 【改訂理由】

平成23年度に、就学前教育の充実と義務教育への円滑な接続を図るための指針として、『就学前教育実践の手引き』を策定しました。その手引きも策定から10年が経過し、平成29年度には新たな幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針が告示されていること、また、令和4年3月に文部科学省から、幼児教育と小学校教育の関係者が連携して双方のカリキュラム・教育方法の充実・改善に当たることを推進する、『幼保小架け橋プログラムの実施に向けての手引き(初版)』が発出されていること等から、今回、手引きを改訂することにいたしました。

## 【改訂内容】

令和6年度には『子ども・子育て支援事業計画』の全面改訂、令和10年前後には各要領、指針等も新たに告示されると思われます。そのため、今回の改訂は、現手引きの方向性はそのままに、幼小連携・接続期の教育及び保育に重点を置き、学校園の教職員向けに配布すべく内容の修正・追記を行っています。

## 【改訂の重点】

以下の4つを主なポイントとして改訂しています。

1. 就学前の課題を見据えた内容

\* 小学校との接続期の教育及び保育に重点を置いたものとする(幼小連携事業・接続期の指導事例等)

2. 平成29年度告示の各要領・指針に基づいた内容

\* 現在の各要領・指針に則り、乳幼児期から青年期までに育みたい『資質・能力の3つの柱』や、『幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿』等を学ぶことができる内容とする

3. 幼児期運動指針に基づいた、乳幼児期の運動能力向上に向けた内容

\* 本市の子どもの運動能力向上に向け、乳幼児期の適切な運動に関する活動を記載する

4. 手引きの名称を変更

\* 前手引きの名称、『就学前教育実践の手引き』から、ここ10年の認定こども園化の進展等により、教育と保育を一体的にすすめる必要性が大きくなったことから、『就学前教育・保育実践の手引き』に名称を変更する

## 【改訂作業の体制】

助言会議(計10回)

学識経験者、公立園長、保育教諭、事務局就学前推進担当、  
学校教育課幼小連携担当

小学校意見交換会(計3回)

小学校長、小学校教員代表による意見交換及び事例作成

公私立主任会(計4回)

市内公私立幼稚園、保育所、認定こども園主任・主任教諭等による  
意見交換及び事例作成等

【各会議の日程】 令和4年4月から令和5年2月の間で計17回

【完成時期】 令和5年3月末(予定)

【配布対象】 市内全公私立園、小学校の教職員等

【制作冊数】 900部(予定)